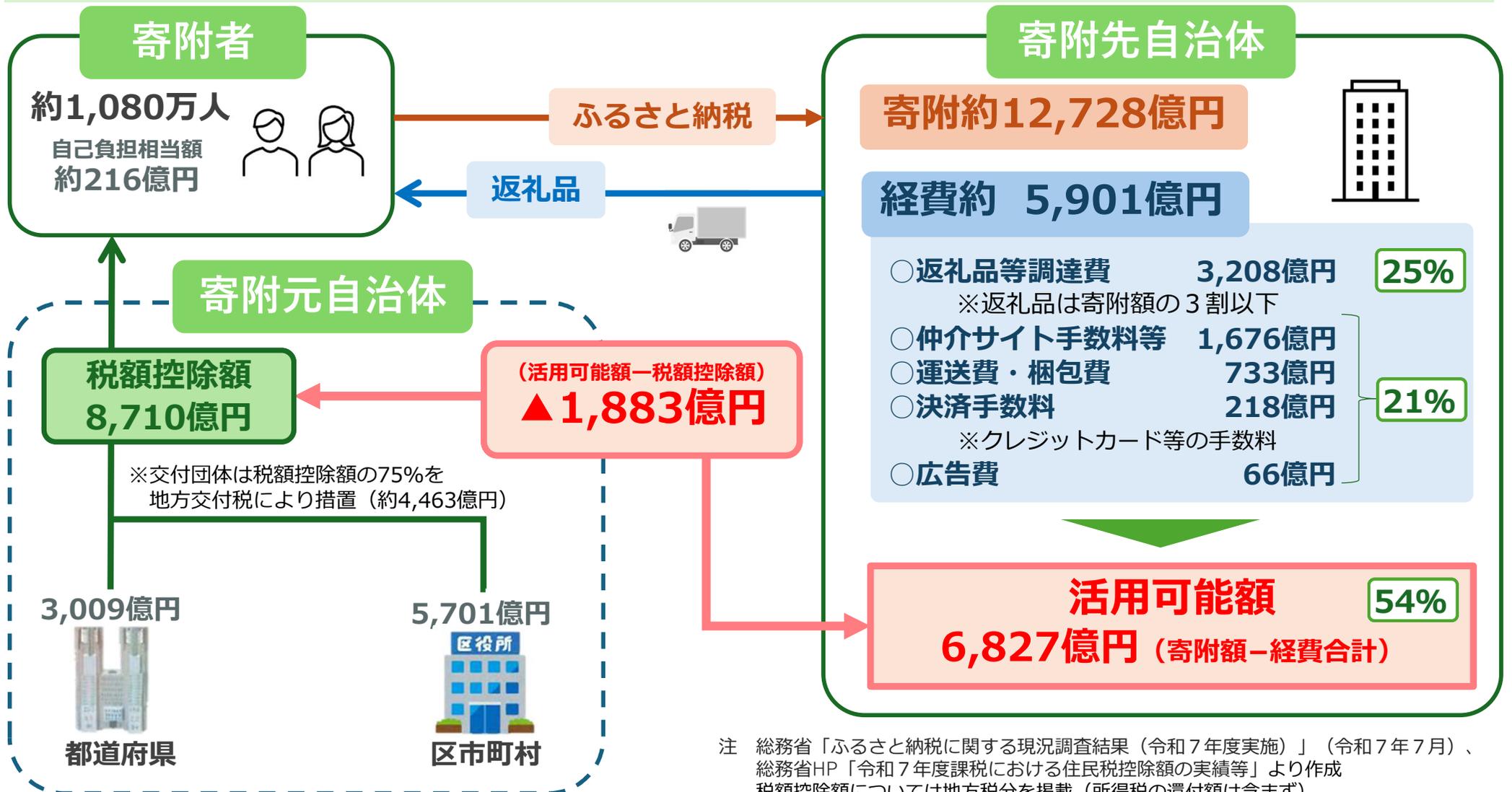


# 「ふるさと納税」寄附額の活用可能額と経費の内訳（全国：令和6年度実績）

- 各自治体の寄附受入額（約1.3兆円）のうち経費は約5,900億円であり、25%は返礼品等調達費、21%は仲介サイト業者への手数料と配送に要する経費で占めている
- 結果として、寄附先自治体での活用可能額は、寄附額の54%の約6,800億円
- 地方交付税を考慮しない場合、地方自治体全体では活用可能額から税額控除額を減じると、▲約1,900億円程度となる



注 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」（令和7年7月）、総務省HP「令和7年度課税における住民税控除額の実績等」より作成  
税額控除額については地方税分を掲載（所得税の還付額は含まず）

# 「ふるさと納税」に係る最近の動き（訴訟等）①

## ■ 「ふるさと納税」の返礼品が「一時所得」として課税対象となった判決事例（令和7年5月）

- ・原告は、2018年までの2年間で全国の約110自治体に対し「ふるさと納税」制度を利用し計490件寄附
- ・返礼品は食品や酒類、ホテル宿泊券等多様
- ・原告は、確定申告の際に返礼品から生じる一時所得は申告せず
- ・税務署は返礼品の価値について「自治体が調達のために支出した金額」と定義し、寄附先自治体への照会により、返礼品490件の価値は約280万円相当と算出
- ・一時所得 =  $(280\text{万円} - 50\text{万円控除}) \div 2 = 115\text{万円}$  高い所得税率が適用され40万円超の課税
- ・返礼品価値の算出方法や納税者による調達価値の調査義務、総務省の3割ルールの法的効力などを争点に争ったが税務当局が勝訴

⇒ 最高裁は、返礼品が「寄附の対価ではなく、謝礼として提供される経済的利益」にあたると判断  
寄附とは別に「経済的利益」を得ていると認定され、一時所得に該当する

【参考】 令和6年2月：一審・横浜地裁 棄却      令和6年12月：二審・東京高裁 棄却      令和7年5月：最高裁 棄却

注 横浜地方裁判所「所得税更正処分等取消請求事件」判決言渡（令和6年2月14日）より作成

## ■ 楽天グループ株式会社による訴訟の提起（令和7年7月10日）

- ・「ふるさと納税」でのポイント付与を禁止する総務省の告示について、「過剰な規制であり、違法」として東京地方裁判所に行政訴訟を提起したことを発表
- ・訴訟で問題視したのは、「自治体が『ポイント付与を伴うポータルサイト』を通じてふるさと納税の寄附募集を行うこと」を全面的に禁止する内容

注 楽天グループ株式会社HP「ふるさと納税へのポイント付与を禁止する総務省告示の無効確認を求める訴訟の提起について」より作成

## 「ふるさと納税」に係る最近の動き（訴訟等）②

### ■ 「ふるさと納税の指定基準の見直し」の概要（総務省 令和7年6月24日付け告示第220号）

〈令和8年10月から適用される主な見直し〉

#### ① 「広報目的基準」の明確化

- 広報に活用されているかの判断基準として、以下の条件を設定
  - ・ 直近1年間において、地方団体が、**広報の目的**で自ら調達・配布・販売を行った実績があり、かつ、指定対象期間における**返礼品提供数が配布・販売の実績数量を超えないこと**
  - ・ 広報の目的で自ら調達・配布・販売する計画を定めていること

#### ② 「付加価値基準」における算出方法の明確化

- 付加価値割合の算出方法について、**価格に基づく算出を原則とする**
- 返礼品の製造等を行う者が**価値の過半が区域内で生じたことを証明**するとともに、返礼品提供開始日までに**地方団体がその証明事項を一覧で公表**

#### ③ 返礼品等の調達費用の妥当性確保

- 当該返礼品の製造等を行う者による「**価値の過半が区域内で生じた**」ことの証明に加え、**一般販売価格も併せて証明書に記載することとし、それらの内容を公表**

#### ④ 募集費用の透明性の向上 〈R7年度募集費用（R8.9公表）から適用〉

- 「1支払先あたり100万円以上」の募集費用について、その**支払先・支払額・支払目的を公表**

#### ⑤ 返礼品確認事務の効率化

- R7返礼品の事前確認において基準不適合がなかった団体（R6年度1,200団体）について、**R8指定手続から一部の書類の提出を省略（返礼品の事前確認を行わない）**

※ 総務省において、一部団体を抽出調査するほか、基準適合性に疑いのある返礼品等に係る「通報窓口」を設置